

開かれた議会を実現するため、以下の目的で改正

- 傍聴しやすい環境の整備
- より分かりやすい表現への変更

○傍聴環境整備に係る一部改正の内容

(1)傍聴席に入ることができない者の見直し（第5条関係）

- ・小学生以下の者は議長の許可がないと傍聴席に入ることができない規定を廃止しました。

(2)傍聴人の守るべき事項の見直し（第6条関係）

- ・帽子、外とう、えり巻の類を着用しないという規定を廃止しました。
- ・携帯電話その他情報通信に関する機器の使用の規定を以下の2項に分けました。

「携帯電話その他の機器による通話をしないこと」

「音又は光を発する方法で機器を使用しないこと」

○より分かりやすい表現に係る一部改正の内容

- ・人員 ⇒ 人数
- ・映画等 ⇒ 動画
- ・談論、放歌、高笑 ⇒ 私語、談笑

令和5年6月16日から

（浜田市議会委員会傍聴規程も同日に告示）



6月20日に早速、三階小学校の6年生が議会見学に来られました。議長から議会や議員の仕事の説明を受け、個人一般質問を傍聴されました。